

「はい、こちら企業の労働110番です」。お電話は、カフェを経営する社長様でした。ご相談内容は、「雇用しているスタッフの契約期間が5年経つと、正社

た内容は、平成25年4月1日に施行された『改正労働契約法』の中の「無期労働契約への転換（法第18条）』に関する制度のことです。

この制度は、同じ会社での有期労働契約が繰り返し更新され、通算5年を超えたときに、労働者が会社に申し込みをすることで、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるのです。

この制度は、同じ会社

での有期労働契約が繰り返し更新され、通算5年を超えたときに、労働者が会社に申し込みをすることで、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるのです。

なく、申し込みが行われた契約期間終了日の翌日、つまり次の契約更新のタイミングで無期労働契約となるのです。

また、通算5年の起算月1日以降に開始した（または更新した）有期契約労働者「2018年問題」への対応

場合には、有期労働契約期間を通算しない「クリーリング期間」の制度や定期後の再雇用者など、一定の条件に該当し労働局に申請することで無期転換の対象から除外できる規定もあります。

無期転換の申込権を行

使し、無期労働契約となつた場合の労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一でも問題はなく、必ずしも正社員にした

り、給与体系を変えたりする必要はありません。

希望により新たな区分を機に従前と同じ身分のスタッフだけではなく、のスタッフへの転換や正社員へ登用する制度を構築するなど無期転換したスタッフのモチベーションが高まり、働き甲斐のある人事制度を整える機会となることもお話し

ました。

また、社長様からのも

う一つのご相談について、無期転換ルールを避ける

員にしなければならないと知人から聞いたけど、本当なの？ そうであれば、5年経つ前に雇止めはできないの？」といふものでした。社長様が知人から聞い

たが、申し込んだ時点であれればいつでも申し込みができる、申し込んだ時点で無期労働契約が成立し、短期であれば平成30年（2018年）4月1日を始期とする契約から無期転換の権利が労働者に発生することになります。なお、同じ会社で一定期間の無契約期間がある

労働契約からとなります。そのため1年を超える有期労働契約を除くと、最短であれば平成30年（2018年）4月1日を始期とする契約から無期転換の権利が労働者に発生することになります。

ただし、無期労働契約となる時期は申込日ではせん。

そこで、船岡社会保険労務士事務所 所長 船岡和彦



ことを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることの是非ですが、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものでないこと、また、有期労働契約の満了前に会社が更新年数や更新回数の上限などを一方的に設けた場合、雇止めをすることは許されないケースもあり、慎重に検討して頂くようお願いしました。

なお、当協会では10月16日（月）午後1時30分よりウインクあいち（愛知県産業労働センター）にて、「2018年問題による無期労働契約転換者」の会合を開催いたします。お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付（☎ 052-1961-1666）まで。